



が解約されている場合。

②振替金額、振込金額および振込手数料の合計金額が、支払指定口座より引き落とすことのできる金額（総口座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます。）を超える場合。（なお、支払指定口座から同日に複数の引落し（本サービス以外による引落しも含みます。）をする場合に、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。）

③差押など正当な利用による支払差止のため、当組合が支払指定口座からの引落しを不適当と認めた場合。

④その他当組合が契約者における振込・振替サービスの利用を停止する必要があると認めた場合。

(2)上記(1)により取引の処理ができなかった場合には、当組合は、第4条の照会サービスにおける取引結果のご確認画面での表示により契約者にその旨を通知します。

#### 5. 依頼内容および取引内容の記録

契約者の依頼内容および取引内容の記録はすべて当組合において記録され、当組合に相当期間保存されます。取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合の機械記録の内容をもって処理します。

### 第4条 照会サービス

#### 1. 照会サービスの内容

(1)照会サービスとは、契約者の端末による依頼に基づき、契約者の指定するサービス利用口座について、残高照会、入金明細照会等の口座情報および本サービスでの取引結果のご確認を提供するサービスをいいます。なお、端末の種類により本サービスを提供できる照会内容および対象となる預金科目等は異なります。

(2)照会サービスの利用時間は、当組合所定の時間内とします。ただし、当組合はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

(3)照会サービスにおいて当組合が回答する内容は、照会時点の最新の取引が反映されていない場合があります。

#### 2. 回答後の取消し・変更

契約者からの照会を受けて当組合が回答した内容については、残高等を当組合が証明するものではなく、回答後であっても当組合が変更または取消し等を行う可能性があります。当組合はこのような変更または取消しのために契約者に生じた損害について責任を負いません。

#### 3. サービス利用口座解約時の取扱い

本サービスにおけるサービス利用口座（代表口座を除きます。）が解約となった場合においても、当組合所定の期間は当該口座情報の照会が可能となります。

### 第5条 振込・振替サービス

#### 1. 振込・振替サービスの内容

(1)振込・振替サービスとは、あらかじめ届け出たサービス利用口座のうち、支払指定口座から振替資金または振込資金および振込手数料を引落しのうえ、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム（全銀システム）に加盟している金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込または振替を行うサービスをいいます。なお、入金指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。

#### (2)振込・振替の定義

①振込とは、支払指定口座と入金指定口座が異なる当組合本支店および他の金融機関にある場合をいいます。

②振替とは、支払指定口座と入金指定口座が同一店の場合をいいます。

#### 2. 取引の成立

第3条2により依頼内容が確定した後、当組合は所定の処理日に、契約者から支払依頼を受けた振込資金および振込手数料、振替資金を、契約者の指定する当該サービス利用口座に係る各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書等の提出なしに支払指定口座より引落しを行うものとし、当該引落しを行ったときに取引が成立したものとします。

#### 3. 取引限度額

(1)ご依頼日1日あたりの振込・振替の取引限度額（以下、「取引限度額」といいます。）は当組合所定の上限金額の範囲内で契約者が当組合あてに届け出た金額とします。なお、取引限度額は、振込・振替依頼日基準および振込・振替指定日基準の双方で判断します。

(2)当組合は上記(1)の当組合所定の上限金額を契約者に事前に通知する

ことなく変更する場合があります。

(3)1日の計算にあたっては、当組合が契約者からの振込・振替の依頼を受けた時刻を基準として午前0時を起点とするものとします。

(4)取引限度額の変更については、第10条の定めによります。

(5)当組合所定の上限金額もしくは、契約者が指定した取引限度額が変更になった場合、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の上限金額もしくは、取引限度額にかかわらず処理するものとします。

#### 4. 振込・振替サービスの手続

(1)当組合は第5条2の取引の成立に基づき振込・振替を行います。また、第3条1で定める「予約扱い」の場合は、契約者が指定した指定日に処理を行います。

(2)入金指定口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、支払指定口座に入金します。なお、この場合、前項1の振込手数料は返却しません。

(3)当組合が契約者の依頼に基づき発信した振込について、振込先の金融機関から当組合に対して振込内容の照会があった場合には、当組合は契約者に対し依頼内容についてご照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当組合の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、当組合は振込資金を支払指定口座に入金します。なお、この場合、前項1の振込手数料は返却しません。またこれにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

#### 5. 依頼内容の訂正・組戻し

(1)依頼日の翌営業日以降所定期間内の支払日を指定した予約取引の振込・振替に限り、指定日以前の当組合所定の時間内まで、端末より当組合所定の方法により依頼を取り消すことができます。それ以外の場合で、振込・振替依頼内容の確定後は、依頼内容を取り消すことはできません。

(2)依頼内容の確定後において、当組合がやむを得ないものと認めて組戻しを承諾する場合は、当該取引の支払指定口座がある当組合本支店の窓口にて、当組合所定の手続により取り扱います。なお、組戻しの手続には、当組合所定の組戻手数料をいただきます。また、この場合、振込手数料は返却いたしません。

(3)前号の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議をしてください。

### 第6条 電子メールアドレスの利用

契約者は、本サービスによる取引にかかわる当組合からの通知・確認手段として、この電子メールアドレスへのメールサービスが利用されることに同意するものとします。契約者が誤って電子メールアドレスを登録した場合、電子メールアドレスの変更がなかった場合および契約者の使用環境の不備あるいは電話回線の不通等によって、通知等が延着または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到着したとみなします。そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

### 第7条 ワンタイムパスワード

#### 1. トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングからトークン発行の依頼を行ってください。当組合はトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定したスマートフォン等のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下「アプリ」といいます。）を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLより携帯電話機等にアプリをダウンロードし、当該アプリにサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、トークンを取得します。

#### 2. ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングよりワンタイムパスワード利用開始手続を行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続では、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

#### 3. ワンタイムパスワードによる本人確認手続

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、パソコンの場合は資金移動やお客登録情報を変更する際の「確認用パスワード」に加えて、またスマートフォン等の場合はログインする際の「ログインID」「ログインパスワード」に加えて、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続を行いますので、ワンタイムパスワード等を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワード等が、当組合が保有するワンタイムパスワード等と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

#### 4. ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールしたスマートフォン等の変更やワンタイムパスワード機能の利用の中止を希望する場合等は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続を行ってください。この手続が完了した後は、契約者の本人確認手続に、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続を完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記第9条1 および第9条2の手続を行ってください。

#### 5. トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

### 第8条 メール通知パスワード

#### 1. メール通知パスワードの通知

契約者は、メール通知パスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングからメール通知パスワード利用開始手続を行ってください。メール通知パスワード利用開始後は、当組合所定のお取引を選択された時点で契約者のメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載されたEメールをお送ります。

#### 2. メール通知パスワードによる本人確認手続

当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、確認用パスワードに加え、「メール通知パスワード」による本人確認の手続を行いますので、「メール通知パスワード」を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識した「メール通知パスワード」が、当組合が保有する「メール通知パスワード」と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

#### 3. メール通知パスワードの有効期限

「メール通知パスワード」は契約者がログアウト、またはメール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。

### 第9条 ログインID、パスワード、合言葉、モバイル機器の管理およびセキュリティ等

1. ログインID、パスワードおよび合言葉は契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。(ログインID、パスワードおよび合言葉については、当組合職員もお尋ねすることはありません。) また、ログインID、パスワードおよび合言葉は第三者に容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。

2. 契約者が、当組合宛に届け出たパスワードおよび合言葉と異なる情報を当組合所定の回数以上連続して入力した場合は、本サービスの提供を中止します。

3. パスワードのセキュリティ確保のため、契約者自身の責任において、所定の方法によりパスワードを随時変更してください。パスワードにつき偽造、変造、盗用、または不正使用その他のおそれがある場合は、速やかにパスワードの変更を行ってください。

4. 本サービスに係るモバイル機器やトークンをインストールしたスマートフォン等を紛失したときは、速やかに当組合連絡窓口に届け出てください。

### 第10条 届出事項の変更

1. 住所、氏名、印鑑、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、契約者は速やかに当組合所定の方法により当該サービス利用口座取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

2. 前項1に定める届出事項の変更の届出がないために、当組合から送信、通知または、当組合が送付する書類等が延着した、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、変更事項の届出がないために生じた損害については、当組合はいっさい責任を負いません。

3. ログインID、パスワード、連絡先電話番号、電子メールアドレスおよび取引限度額(ただし、申込書における届出金額以内)は届出書の提出なく、契約者が端末より任意で変更を行うことができます。この場合において、端末から送信されたパスワードと当組合で管理しているパスワードの一致を確認した場合は、当組合

は正当な契約者からの届出と認め、利用者情報の変更を行います。

なお、合言葉の変更については、当組合所定の方法により当該サービス利用口座取引店に合言葉初期化の届出を行った後に、契約者が端末より再登録を行うものとします。

また、取引限度額を申込書により届け出た金額より増額する場合は、契約者は当組合所定の方法により当該サービス利用口座取引店に届出るものとします。

### 第11条 解約等

#### 1. 都合解約

本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当組合に対する解約の通知は当組合所定の書面によるものとします。

#### 2. 解約の通知

当組合が解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 3. サービス利用口座、代表口座の解約

サービス利用口座(代表口座を除く)が解約されたときは、該当する口座に関する本契約は解約されたものとみなします。ただし、照会サービスのみ当組合所定の期間は利用(当該口座情報の照会)が可能です。また、代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

#### 4. 強制解約

契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができます。

(1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、その他類似の法的手続の開始の申立があったとき

(2) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき

(3) 当組合に支払うべき本サービスの所定の手数料の未払いが発生したとき

(4) 相続の開始があったとき

(5) 当組合が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合

(6) その他、当組合が契約の解約を必要とする相当の事由が生じたとき

### 第12条 取引店の変更

1. 契約者の都合で代表口座の取引店を変更する場合、本サービスを解約のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新たに申し込みください。

2. 代表口座以外のサービス利用口座を契約者の都合で取引店の変更を行う場合、当該口座をサービス利用口座から削除のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新たに申込書により登録してください。サービス利用口座の削除の際、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のうち、当該口座を支払指定口座とする未処理のものについては、原則としてすべて取消しとなります。

3. 代表口座が店舗の統合等、当組合の都合により取引店を変更された場合、原則として本契約の内容は当組合の指定する新しい取引店に引き継がれることとします。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更の手続をしていただく場合もあります。

### 第13条 免責事項

#### 1. 本人確認

当組合が相当の注意をもって第2条7による本人確認手続を行い、処理を行った場合は、端末、ログインID、パスワード、合言葉、トークンをインストールしたスマートフォン等(以下、「パスワード等」といいます。))について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合はいっさい責任を負いません。

ただし、契約者が個人の契約者であり、パスワード等が盗難(盗取、盗聴等により不正に第三者の知るところとなることをいいます。)され、かつ振込、振替等により不正に預金が減少または不正に当座貸越が実行された場合(以下、「不正な振込等」といいます。)、契約者は後記第14条に基づき補てんの請求を申し出ることができます。また、後記3、4において不正な振込等が行われた場合についても同様とします。

#### 2. 通信手段の障害等

(1) 当組合または金融機関の共同システム(以下「共同システム」といいます。)の運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線、トークンの障害およびEメールの不達等のやむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害につ

いては、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(2) 当組合が取引の依頼を受付中の場合も含め、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において障害が発生し、本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について当組合はいっさい責任を負いません。

### 3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者のパスワード、合言葉、取引情報が第三者に漏洩した場合、そのために生じた損害について当組合はいっさい責任を負いません。

### 4. 郵送上の事故

当組合が本サービスに利用する仮パスワードを契約者の届出住所あてに郵便で通知する際に、郵便上の事項等当組合の責によらない事由により、第三者が仮パスワードを知りえたとしても、そのために生じた損害については、当組合はいっさい責任を負いません。

### 5. 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当組合が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて手続を行った場合は、印章またはこれらの書面につき偽造・変造・盗用・その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合はいっさい責任を負いません。

### 6. その他の事由

災害・事変、法令等による制限、政治または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について当組合はいっさいの責任を負いません。なお、契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身の責任において端末を利用し通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当組合はこの規定により端末が正常に稼働することを保証するものではありません。端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当組合はいっさい責任を負いません。

## 第 1 4 条 盗取されたパスワード等による不正利用等

1. 不正な振込等利用については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して後記 2 に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

(1) パスワード等の盗難または不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

(2) 当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること

(3) 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力していること

2. 前記 1 の申出がなされた場合、不正な振込等について、利用する端末の安全対策やパスワード等の管理を十分に行っている等、契約者が無過失である場合、当組合は、当組合への通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

なお、契約者が無過失と認められない場合にも、故意または重大な過失がない場合には、補てん対象額の一部を補てんすることがあります。

3. 前記 1、2 は、前記 1 にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 前記 2 にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんを行いません。

(1) 不正な振込等が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

① 不正な振込等が契約者の重大な過失により行われたこと

② 契約者の配偶者、二親等内の家族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

③ 契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

(2) パスワード等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

5. 当組合が前記 2 に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となっ

た預金（以下、「対象預金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当組合が前記 2 により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。

7. 当組合が前記 2 により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 第 1 5 条 サービスの追加

1. 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部サービスについてはこの限りではありません。

2. サービス追加時には、本利用規定を追加・変更する場合があります。

## 第 1 6 条 サービスの休止

当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本利用規定に基づくサービスを休止することができるものとします。

この中断の時期および内容については、電子メール、当組合ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

## 第 1 7 条 サービスの廃止

1. 本サービスでお取扱いしているサービスについて、当組合は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。

2. サービスを廃止するときには、本利用規定を変更する場合があります。

## 第 1 8 条 規定の準用

本契約に定めのない事項については、各登録口座にかかる各種規定、総合口座規定、C D カード規定および振込規定により取り扱います。

## 第 1 9 条 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、契約者または当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第 2 0 条 規定の変更

当組合は本利用規定の内容を、契約者に事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。変更日以降は変更後の内容にしたがっていただきます。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合はいっさい責任を負いません。

## 第 2 1 条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本国法とします。また、本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上  
西海みずき信用組合(R4.7)